

○ 社会福祉施設等の耐震化等の
整備について

〔平成21年5月28日
障害保健福祉部関係主管課長会議資料
*一部更新している〕

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等を踏まえ、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)、(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 約 1, 0 6 2 億円

3 交付金の交付先

申請に基づき、都道府県に対し交付する。

なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 対象施設

- ・ 保護施設、障害児者関係施設は公立を除く
- ・ 児童関係施設（障害児施設を除く）は公立を含む

7 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し、以下の事業を実施する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を促進する。

(注) 保育所の耐震化整備は、「安心こども基金」での対応となる。

イ スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等から、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

9 配分の考え方

ア 耐震化整備事業分

施設割分	$615 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の非耐震化施設棟数}}$	615 億円
申請配分	申請に基づき配分	153 億円

イ スプリンクラー整備事業分

施設割分	$235 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}{\text{全都道府県（延べ面積}275\text{m}^2\text{以上}1,000\text{m}^2\text{未満の施設の延べ面積}+1,000\text{m}^2\text{以上の平屋建施設の延べ面積）}}$	235 億円
申請配分	申請に基づき配分	59 億円

10 補助率

	国	都道府県・指定都市 ・中核市・市町村	設置者
民立	1/2	1/4	1/4

	国	都道府県	指定都市・ 中核市・市町村
公立	1/2	1/2	-
	1/2	-	1/2

※公立は、児童関係施設のみ

社会福祉施設等耐震化等臨時特例 交付金による特別対策事業の実施 について

※本資料は現時点での案であり、今後、変更もあり得るものである。

耐震化整備事業

1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

区 分	設 置 者
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日 本赤十字社、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人
児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第12条の4)	都道府県・指定都市・中核市・市
婦人保護施設 (売春防止法第36条)	都道府県、社会福祉法人
婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第34条第4項)	都道府県

4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

区 分	対象整備区分
救護施設、更生施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設 婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	改 築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設、知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設	改 築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所)	大規模修繕

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	<p>既存施設の防災対策上、必要な補強改修工事や付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強のために必要な補強改修工事 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設等の整備について」を準用し、改築整備(一部改築を含む。)をすること。</p>

5 補助基準

(1) 次により算出した額

○改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

種 目	基 準 額
① 本体工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
② 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
事業費 ①+②	①+②の合計

○大規模修繕

種 目	基 準 額
本体工事費	大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

(2) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

(3) (1)と(2)を比較していずれか少ない方の額に負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

6 基準単価（事業費ベース）

【保護施設】(定員一人当たり単価)

耐震化 本体基準単価

(単位:千円)

施設の種類		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県、岩手県、福島県、 東京都、富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川県、 新潟県、石川県、岐阜県、 静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、 岡山県、山口県、 香川県、高知県、 徳島県、佐賀県、長崎県、 宮崎県	徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県
救護施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707
更生施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

耐震化 一人当たり解体撤去工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標	準都	市部
救護施設		380	399
更生施設		380	399

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

耐震化 一人当たり仮設施設整備工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標	準都	市部
救護施設		688	722
更生施設		688	722

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

耐震化 積雪寒冷地域体育施設に係る直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	基準額
救護施設、更生施設	68,800

耐震化 地域交流スペース基準単価(定額)

(単位:千円)

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
救護施設、更生施設	27,120	37,390

【障害関係施設】(1施設当たり単価)

事業名	定員区分	標準	単位:千円
			都市部
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	～40	140,600	147,600
	41～60	234,000	245,700
	61～80	328,700	345,000
	81～100	423,400	444,500
	101～120	517,000	542,800
	121～	611,600	642,100
施設入所支援加算	30～40	113,500	119,200
	41～60	189,400	198,800
	61～80	266,400	279,700
	81～100	342,200	359,200
	101～120	419,400	440,300
	121～	495,100	519,800
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
障害児施設(入所)	30～40	254,300	267,000
	41～60	423,400	444,500
	61～80	595,400	625,100
	81～100	765,900	804,100
	101～120	936,600	983,300
	121～	1,107,000	1,162,300
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
解体撤去(入所系)	—	16,400	17,200
仮設施設(入所系)	—	29,500	30,900

【児童関係施設】(定員一人当たり単価)

1. 社会福祉施設の耐震化整備

<本体工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)			
	A地域	B地域	C地域	D地域
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護所	4,830	4,620	4,370	4,160
助産施設	7,260	6,930	6,610	6,280
乳児院	5,950	5,690	5,400	5,110
母子生活支援施設	18,180	17,310	16,460	15,580
児童養護施設	7,490	7,130	6,770	6,440
情緒障害児短期治療施設	9,640	9,180	8,720	8,260
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
児童自立支援施設	10,560	10,070	9,560	9,070
(通所部加算)	3,370	3,200	3,040	2,880
婦人相談所一時保護所	7,600	7,220	6,860	6,500
婦人保護施設	10,130	9,670	9,180	8,690

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

下の単価に定員数を乗じて算出した額

単位:千円

	基準額(定員1人当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
児童相談所一時保護所	220	400
助産施設	360	660
乳児院	210	370
母子生活支援施設	760	1,370
児童養護施設	320	580
情緒障害児短期治療施設 (入所、通所)	370	690
児童自立支援施設 (入所、通所)	460	820
婦人相談所一時保護所	210	390
婦人保護施設	440	790

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築のように定員のすべてが工事にかからない場合、総定員数を工事にかかる定員で除した基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

財政上の特別措置

区分	対象施設の種類	補助率		
		公立施設の場合	民立施設の場合	
		基金	基金	都道府県・指定都市、中核市
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	救護施設、更生施設、宿所提供施設、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)	—	2/3	1/6
	乳児院	2/3	2/3	1/6
	助産施設、母子生活支援施設	3/4	3/4	1/8
	重症心身障害児施設	—	8/10	1/10
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設、 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	5.5/10	5.5/10	2.5/10
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	救護施設、 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る)、 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(入所)、 肢体不自由児施設(入所)、重症心身障害児施設	—	2/3	1/6
	乳児院、情緒障害児短期治療施設	2/3	2/3	1/6

7 その他

(1) 耐震改修又は耐震補強のための整備は、施設入所者の安全性を確保する観点から、建築後の経過年数、老朽度等を重視した整備に努めること。

(2) 財産処分の承認の取扱い

「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号により行うこと。

スプリンクラー整備事業

1 目的

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等に伴い、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

既存施設のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設に対しスプリンクラー整備を図るものである。

3 対象施設

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設
救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、知的障害者通勤寮、短期入所事業所
- (2) 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設
共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

4 補助要件

- (1) 消防法施行令及び同法施行規則に定める設備、設備基準及びこれらに準じた措置に基づいて設置すること。
- (2) スプリンクラー整備が設置困難で、その代替としての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備が整備されている場合を除く。

5 補助基準（事業費ベース）

- (1) 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設
1㎡あたり 18,000円以内
- (2) 延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設
1㎡あたり 34,000円以内

6 補助対象面積

施設の延べ面積を上限として都道府県が必要と認めた面積とする。

7 その他

スプリンクラー整備が以下の理由により困難な場合は、パッケージ型屋内消火栓設備を設置することを認め、同様の取り扱いとすること。

ア 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合

イ 建物の構造上配管工事が困難である場合

ウ スプリンクラー整備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合

エ その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

〇〇（都道府）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、〇〇（都道府）県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管 理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処 分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、社会福祉施設等の耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委 任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

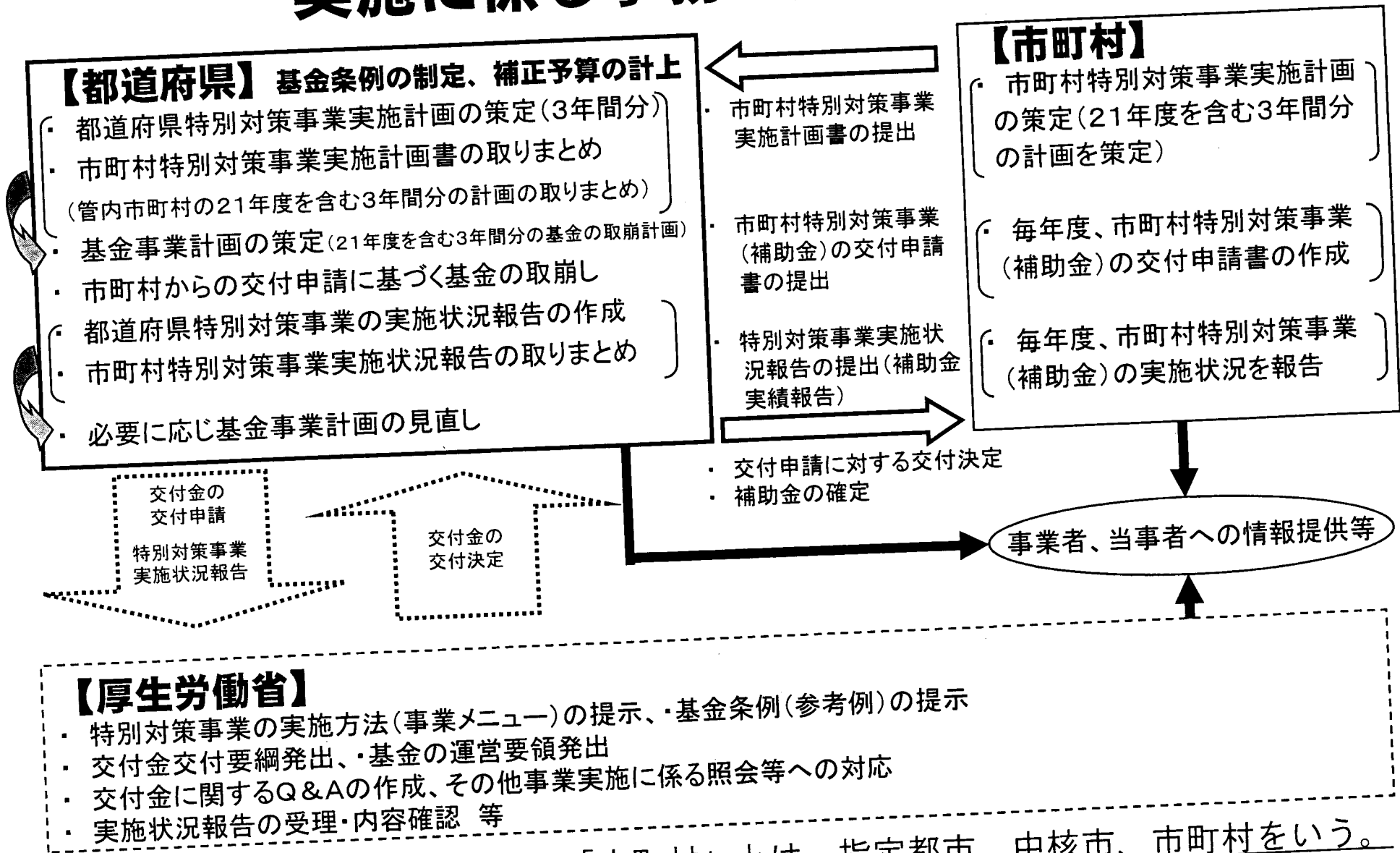
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

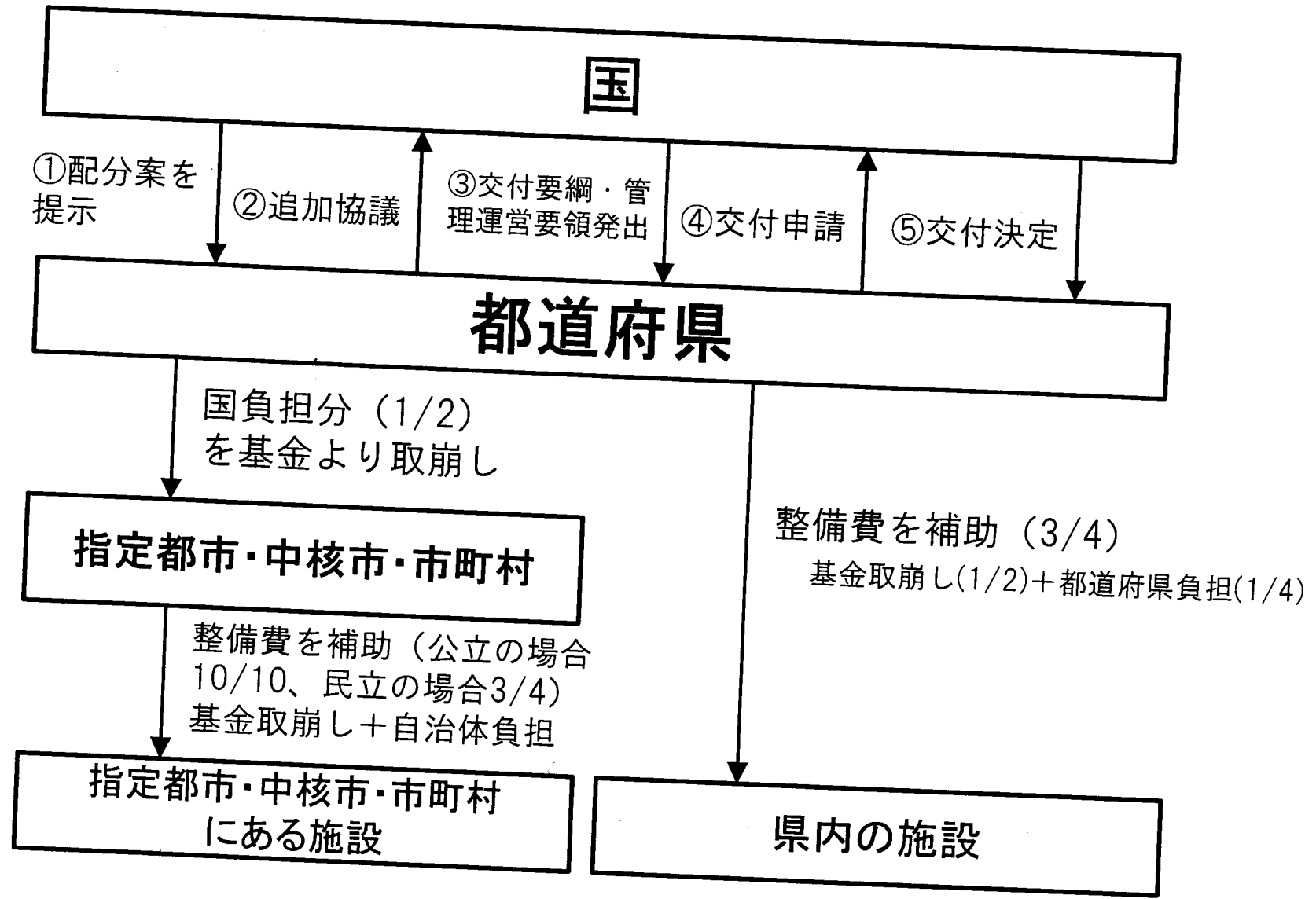
2 この条例は、平成二十四年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



※ここでいう「市町村」とは、指定都市、中核市、市町村をいう。

1 3 事務の流れ



都道府県、指定都市、中核市、市町村が策定する 特別対策事業実施計画

※ 平成21年度内に特別対策事業実施計画を策定

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 耐震化整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. スプリンクラー整備事業分	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村(指定都市、中核市を含む。)から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(指定都市事業分) (中核市事業分) (市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

融資率

施設種類に応じて「70～80%」
ただし、財特法又は特措法に基づき
国の補助の特例を受ける場合は
「通常の融資率+5%」(上限80%)

改正

一律「90%」

貸付利率

施設種類に応じて
「財投イコール～財投+0.5%」
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲0.5%」(5年間)
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

スプリンクラー整備に係る優遇措置

融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

貸付の対象

改正

- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 ※平成21年度末まで

資金使途

物価高騰に伴い一時的に
必要となった資金
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の
変化により必要となった資金

貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上